

下水道施設（ポンプ場、終末処理場）
重点施工監理業務委託要領（案）
（土木・機械・電気編）

令和 5 年 3 月

公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会

目 次

まえがき	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 1 編	下水道施設（ポンプ場、終末処理場） 重点施工監理業務委託共通仕様書	2
第 2 編	下水道施設（ポンプ場、終末処理場） 重点施工監理業務委託特記仕様書	29
第 3 編	下水道施設（ポンプ場、終末処理場） 重点施工監理業務委託料積算要領	30
〔Ⅰ〕	積算要領	30
〔Ⅱ〕	積算標準歩掛	36
第 4 編	委託料積算例	42
〔Ⅰ〕	「土木」積算例	42
〔Ⅱ〕	「電気」積算例	51

まえがき

本書は、下水道施設（ポンプ場、終末処理場）重点施工監理業務の委託業務内容、管理技術員の資格及び業務委託料の積算等を示したものです。平成 15 年 5 月の発行後、平成 24 年度の下水道用設計標準歩掛表において、新たな積算手法へ移行されたことを受け、本委託要領（案）についても平成 24 年 6 月に新たな積算手法を導入しました。また平成 26 年 10 月には、土木・機械・電気について、業務項目、業務内容の一部を改定し（土木・機械・電気編）とし、建築については、国土交通省告示第 15 号を基に全面的に改定し、（建築編）としました。

今回は、新設・増設工事の減少、改築工事の増加に対応するため、基準歩掛及び補正の一部を改定しています。

地方自治体におかれましては、下水道施設重点施工監理業務を実施されるに当たり、本資料を参考としていただければ幸いです。

なお、本委託要領（案）は、次の 4 編で構成されています。

第 1 編 下水道施設（ポンプ場、終末処理場）
重点施工監理業務委託共通仕様書

第 2 編 下水道施設（ポンプ場、終末処理場）
重点施工監理業務委託特記仕様書

第 3 編 下水道施設（ポンプ場、終末処理場）
重点施工監理業務委託料積算要領

第 4 編 委託料積算例

これらは、重点施工監理業務（非常駐）の標準的な業務内容及び積算を示したものです。したがって、これによらない場合は、別途積算することになります。

なお、本委託要領（案）で用いる主要用語は、別表 I－1 に記載しています。

第 1 編 下水道施設（ポンプ場、終末処理場）
重点施工監理業務委託共通仕様書

第 1 章 総 則

第 1 条 適用範囲

この仕様書は が委託する標準的な下水道施設（ポンプ場、終末処理場）の重点施工監理業務（監督職員との協議に基づき、第 9 条で定める業務の実施をいう。以下「業務」という）に適用する。

第 2 条 一般業務

受注者は、対象工事の請負契約の適正な履行（技術面に限る）を確保するため、管理技術員を定め、業務を厳正に実施しなければならない。

2. 前項の業務は、第 9 条で定める内容とする。
3. 管理技術員は、監督職員が工事受注者に指示する技術上の事項について、必要に応じ適正な助言をするものとする。

第 3 条 主任管理技術員、管理技術員

受注者は、主任管理技術員及び管理技術員を別に定める様式（別表Ⅵ－1 及びⅥ－2）により発注者に提出しなければならない。

主任管理技術員は、管理技術員の中から定める。

2. 主任管理技術員は、業務を総括監理するものとする。

第 4 条 設計図書理解

管理技術員は請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解しておかなければならない。

第 5 条 業務実施工程表

主任管理技術員は、監督職員の指示があれば、作業計画表の枠内において、工事受注者の工事工程表に基づき、別に定める様式（別表Ⅳ－2 に準じ）により業務実施工程表を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第6条 貸与図書等

管理技術員は、発注者から貸与を受けた図書等について、責任を持って管理しなければならない。

2. 前項の図書等は、業務完了後、すみやかに返却しなければならない。

第7条 図書等の管理

管理技術員は、監督職員の指示があれば、工事受注者から受理する図書または工事受注者に指示する書類、若しくは図書を保管しなければならない。

2. 前項の図書及び書類は、業務完了後、すみやかに返却しなければならない。

第8条 業務履行書類の点検

主任管理技術員は、第10条に規定する書類を監督職員に提出し、その点検を受けなければならない。

第 2 章 業 務

第 9 条 業 務

業務内容及び条件は、別表Ⅱ，別表Ⅲ（委託業務のタイプ及び業務内容）及び別表Ⅳ（重点施工監理業務作業計画表）により定める。

2. 別表Ⅳの内・外業務別の業務内容は別表Ⅲにおける業務項目または業務内容の該当項目とする。
3. 業務は原則として、別表Ⅳの作業内容を同表の職種別業務対応人工をもって行うが、同一工種に限り、「業務能力換算率運用」（別表Ⅰ－２）を認める。
ただし、この場合は監督職員の事前了解を得なければならない。
4. 別表Ⅱに示す土木のＡ、Ｂタイプ業務の場合、管理技術員は、監督職員主催の毎月一回の現場定例会議（監督職員・管理技術員及び工事受注者合同）に出席しなければならない。
5. 主任管理技術員は、別に定める様式（別表Ⅹ）により、業務記録誌（月報）を監督職員へ提出しなければならない。
6. その他

次の業務については本重点施工監理業務から除外するものとする。

- ① 工事の安全管理に係わる監理業務
- ② 設計変更に係わる業務
- ③ 特殊な調査及び試験等の業務
- ④ 対外折衝に係わる業務
- ⑤ 工事工程遅延の場合の工程回復検討業務

第 3 章 提出書類及び整理書類

第 10 条 提出書類

受注者は次の書類を提出するものとする。

1. 着手時
 - (1) 業務着手届（別表Ⅴ）
 - (2) 主任管理技術員、管理技術員届（別表Ⅵ－1 及び 2）、経歴書（別表Ⅶ）及び職務分担表（別表Ⅷ）
 - (3) 緊急連絡体制（別表Ⅸ）
2. 施工時
 - (1) 業務記録誌（別表Ⅹ）
3. 完了時
 - (1) 業務完了届（別表ⅩⅠ）
4. その他、特記仕様書に明記あるもの。
5. 提出部数等は特記仕様書による。

第 11 条 整理書類

受注者は、次にあげる書類帳簿等を必要に応じ現場に備え付け、これを整理しておかなければならない。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 契約書写 | (借用図書) |
| (2) 図 面 | (借用図書) |
| (3) 仕 様 書 | (借用図書) |
| (4) 設計説明書 | (借用図書) |
| (5) 施工計画書 | (工事受注者作成図書) |
| (6) 工事工程表 | (工事受注者作成図書) |
| (7) 工事受注者職務分担表 | (工事受注者作成図書) |
| (8) 打合せ簿 | (工事受注者作成図書) |
| (9) 検査に関する書類 | (工事受注者作成図書) |
| (10) 業務記録誌 | (受注者作成図書) |
| (11) 業務実施工程表 | (受注者作成図書) |
- 作成しない場合は作業計画表とする)

別 表 I - 1

主 要 用 語 の 解 説

確 認 : 確認とは、別表Ⅲ（業務内容）で掲げる確認を必要とする事項が、「設計図書」、「施工計画図書」、「製作及び運転仕様図書」、及び関係法規等に定められた内容に適合したものであるか否かを確かめ、その結果及び見解を監督職員へ報告することをいう。

立 会 : 立会とは、別表Ⅲ（業務内容）で掲げる立会を必要とする事項が、「設計図書」、「承諾図書」等に従って、適正に行われているか否かを現場にて確かめ、その結果及び見解を監督職員へ報告することをいう。

承 諾 : 承諾とは、別表Ⅲ（業務内容）で掲げる承諾を必要とする事項が、「設計図書」及び「それに関係する諸規定」等に適合しているか否かを調べ、適正な事項に適合同意し、その結果を監督職員へ報告することをいう。

検 査 : 検査とは、別表Ⅲ（業務内容）で掲げる検査を必要とする事項及び工事目的物が、「施工図」、「承諾図書」及び「それに関係する諸規定」に適合したものであるか否かを調べ、その結果及び見解を監督職員へ報告することをいう。

検 討 : 検討とは、別表Ⅲ（業務内容）で掲げる検討を必要とする事項が、「設計図書」及び「関係する法規及び諸規定」に適合したものであるか否かを調べ、その適合性についての結果及び見解を監督職員へ報告することをいう。

審 査 : 審査とは、別表Ⅲ（業務内容）で掲げる審査を必要とする事項が、「設計図書」及び「それに関係する諸規定」に適合したものであるか否かを調べ、その結果及び見解を監督職員へ報告することをいう。

協 議 : 協議とは、協議を必要とする事項を監督職員又は工事受注者と合議することをいう。

対外折衝：対外折衝とは、工事受注者以外の第三者との折衝をいう。

別 表 I - 2

業務能力換算率運用： 業務は、原則として作業計画表（別表Ⅳ）で定める業務を職種別業務対応人工をもって行うが、同一工種に限り、この職種によらないで実施することができる。ただし、この場合の職種別業務対応人工（変更人工）は、次の運用例に準じる。

運用例

工 種 ： 土 木

職種別業務対応人工（委託時に設定したもの、即ち当初設計）

職 種	(1) 職種別 業務対応 人工(人)	※ (2) 積算時 日額単価 (円)	(3)業務能力換算率 (職種別単価／ 主任技師単価)	(4) 業務能力 換算値 (1)×(3)	備 考
主 任 技 師	2	55,300	1.00	2.00	
技 師 (A)	4	48,700	0.88	3.52	
技 師 (B)	4	40,600	0.73	2.92	
技 師 (C)	5	32,700	0.59	2.95	
技 術 員	3	27,900	0.50	1.50	
計	18			12.89	

（注）※この日額単価は仮定値である。

上記業務を技師（B）を除いた形で実施する場合の一例を次に示す。

なお、職種別人工にそれぞれの業務能力換算率を乗じて求めた業務能力換算値の合計値は、当初設計の値以上にしなければならない。また、業務能力換算率は、基準日額単価比率とする。

別 表 I - 3

変更職種別業務対応人工

職 種	(1) 変更職種 別業務対応 人工(人)	※ (2) 積算時 日額単価 (円)	(3)業務能力換算率 (職種別単価／ 主任技師単価)	(4) 業務能力 換算値 (1)×(3)	備 考
主 任 技 師	1	55,300	1.00	1.00	
技 師 (A)	10	48,700	0.88	8.80	
技 師 (C)	4	32,700	0.59	2.36	
技 術 員	2	27,900	0.50	1.00	
計	17			13.16 > 12.89	

(注) ※この日額単価は仮定値である。

この考え方は、業務経験年数（職種）と業務処理能力とには高い相関性があり、その相関は基準日額単価比率をもって示すことができるとしたもので、広く建築の分野で慣行されているものである。

別 表 II

項目 工種	委 託 業 務 の タ イ プ	対象工事種別	備 考
土 木	タイプ A : 別表Ⅲ－１で定める業務一式を行う。 (別表Ⅲ－１ A タイプ業務) タイプ B : 別表Ⅲ－１で定める業務の内、主に施工計画に関するアドバイザー業務及び現場に関する記録の確認業務を行う。 (別表Ⅲ－１ B タイプ業務) タイプ C : 別表Ⅲ－１で定める業務の内、主に施工計画に関するアドバイザー業務を行う。 (別表Ⅲ－１ C タイプ業務)	1:新設・増設工事 2:改築工事(耐震補強工事含む)	対象タイプ(A、B、C)及び工事種別(1、2)に○印をつけ、業務タイプ及び工事種別を明確にする。 タイプA、タイプB、タイプCのいずれにも該当しない場合は、特記仕様書で業務内容を明確にする。

別 表 II

項目 工種	委 託 業 務 の タ イ プ	対象工事種別	備 考
機 械	タイプ A：別表Ⅲ－２で定める業務一式を行う。 (別表Ⅲ－２ A タイプ業務) タイプ B：別表Ⅲ－２で定める業務の内、機器の製作仕様の確認、機器製作図書及び工事図書の審査、及び機器の検査立会を主とした業務を行う。 (別表Ⅲ－２ B タイプ業務) タイプ C：別表Ⅲ－２で定める業務の内、機器の製作仕様の確認、機器製作図書及び工事図書の審査等を主とした業務を行う。 (別表Ⅲ－２ C タイプ業務)	1:新設・増設工事 2:改築工事	対象タイプ（A、B、C）及び工事種別（1、2）に○印をつけ、業務タイプ及び工事種別を明確にする。 タイプA、タイプB、タイプCのいずれにも該当しない場合は、特記仕様書で業務内容を明確にする。
電 気	タイプ A：別表Ⅲ－３で定める業務一式を行う。 (別表Ⅲ－３ A タイプ業務) タイプ B：別表Ⅲ－３で定める業務の内、機器の製作仕様の確認、機器製作図書及び工事図書の審査、及び機器の検査立会を主とした業務を行う。 (別表Ⅲ－３ B タイプ業務) タイプ C：別表Ⅲ－３で定める業務の内、機器の製作仕様の確認、機器製作図書及び工事図書の審査等を主とした業務を行う。(別表Ⅲ－３ C タイプ業務)	1:新設・増設工事 2:改築工事	対象タイプ（A、B、C）及び工事種別（1、2）に○印をつけ、業務タイプ及び工事種別を明確にする。 タイプA、タイプB、タイプCのいずれにも該当しない場合は、特記仕様書で業務内容を明確にする。

別 表 III-1

業 務 内 容 (土 木)

業 務 項 目	業 務 内 容	委託業務のタイプ		
		A	B	C
1. 業務着手手続	契約に伴う事務手続	○	○	○
2. 共通業務	2-1) 設計図書による設計意図の確認	○	○	○
	2-2) 工事工程及び進捗状況の確認	○	○	—
	2-3) 現場定例会議	○	○	—
	2-4) 工事完了の確認及び竣工検査の立会	○	○	—
3. 仮設工事	3-1) 施工計画 (含 施工図) の確認	○	○	○
	3-2) なわ張り確認 (主要構造物の位置の確認)	○	○	—
4. 土工事	4-1) 施工計画 (含 施工図) の確認	○	○	○
	4-2) 山留及び掘削工事の確認	○	○	—
	4-3) 埋戻し・盛土工事の出来形の確認	○	—	—
5. 基礎工事	5-1) 施工計画 (含 施工図) の確認	○	○	○
	5-2) 試験杭の立会及び確認 (タイプBは記録の確認)	○	○	—
	5-3) 地耐力試験の立会及び確認 (タイプBは記録の確認)	○	○	—
	5-4) 杭頭処理の確認	○	○	—
	5-5) 砕石・割栗石基礎工事の出来形の確認	○	—	—
6. 鉄筋コンクリート 工事	6-1) 施工計画 (含 施工図) の確認	○	○	○
	6-2) 鉄筋材料検査記録の確認	○	○	—
	6-3) 配筋及び型枠の確認 (主要構造物の主要場所 における配筋及び型枠確認)	○	○	—
	6-4) コンクリート試験記録の確認	○	○	—
	6-5) コンクリート躯体の出来形の確認	○	—	—
	6-6) 水張り試験の立会及び確認 (タイプBは記録の確認)	○	○	—
7. コンクリート防食 工事	7-1) 施工計画 (含 施工図) の確認	○	○	○
	7-2) 材料検査記録の確認	○	○	—
	7-3) 現場試験の立会及び確認 (タイプBは記録の確認)	○	○	—

業 務 項 目	業 務 内 容	委託業務のタイプ		
		A	B	C
8. その他付帯工事 (蓋、手摺、足掛金物、角落し 等)	8-1) 施工計画 (含 施工図) の確認	○	○	○
	8-2) 材料検査記録の確認	○	○	—
9. 業務完了手続	業務完了書類提出	○	○	○

別 表 III-2

業 務 内 容 (機 械)

業 務 項 目	業 務 内 容	委託業務のタイプ		
		A	B	C
1. 業務着手手続	契約に伴う事務手続	○	○	○
2. 設計意図の確認	設計図書による設計意図の確認	○	○	○
3. 定例会議	3-1) 工事工程 工事の進捗状況の確認	○	○	○
	3-2) 工事取合 既設及び他工事との取り合い	○	○	—
4. 機器製作	4-1) 機器製作仕様協議	○	○	○
	4-2) 機器承諾図書の審査	○	○	○
5. 工事・施工	5-1) 施工計画書の審査	○	○	○
	5-2) 官公庁等申請書類の審査	○	○	○
	5-3) 施工承諾図書の審査	○	○	○
6. 工場検査	6-1) 工場検査内容の審査 〔検査願い書の検査要領、項目、スケジュール〕 ル等について助言する	○	○	—
	6-2) 工場での性能検査の立ち会い 〔検査願い書の検査規定による性能の確認〕	○	○	—
	6-3) 工場検査結果の審査 〔検査願い書の検査要領、項目、スケジュール〕 ル等について助言する	○	○	—

別 表 III-2

業 務 内 容 (機 械)

7. 現場検査	7-1) 施工中の諸検査・立ち会い 〔 ・搬入検査・材料検査・施工現場立ち会い ・鉄筋・コンクリート強度 ・アンカーボルト引抜強度 〕	—	—	—
	7-2) 機器の据付状態の確認	○	○	—
	7-3) 配管・ダクト等の施工状態の確認 〔他工事との取り合いも含め、施工計画書と 照合し、施工状態を確認 〕	○	—	—
	7-4) 官公庁等の検査立ち会い 〔 官公庁の性能検査に立会 〕	○	—	—
	7-5) 単体試験 〔 各種運転モードのシーケンステスト及び機 器のデータ取得の立会 監督職員との合同検査 〕	—	—	—
8. 出来高確認	出来高確認	○	—	—
9. 竣工検査	9-1) 総合試運転 〔 手動・連動・自動運転の確認及び各種ポイ ントの調整立会 〕	○	—	—
	9-2) 発注部署完成検査 〔 工事発注部署が行う完成検査に立会 〕	○	○	○
	9-3) 竣工検査 〔 工事発注部署が受験する完成検査の立会 〕	○	○	○
10. 業務完了手続	業務完了書類提出	○	○	○

別 表 III-3

業 務 内 容 (電 気)

業 務 項 目	業 務 内 容	委託業務のタイプ		
		A	B	C
1. 業務着手手続	契約に伴う事務手続	○	○	○
2. 設計意図の確認	設計図書による設計意図の確認	○	○	○
3. 定例会議	3-1) 工事工程 工事の進捗状況の確認	○	○	○
	3-2) 工事取合 既設及び他工事との取り合い	○	○	—
4. 機器製作	4-1) 機器製作仕様協議	○	○	○
	4-2) 機器承諾図書の審査	○	○	○
5. 工事・施工	5-1) 施工計画書の審査	○	○	○
	5-2) 官公庁等申請書類の審査	○	○	○
	5-3) 施工承諾図書の審査	○	○	○
6. 工場検査	6-1) 工場検査内容の審査 〔検査願い書の検査要領、項目、スケジュール〕 ル等について助言する	○	○	—
	6-2) 工場での性能検査の立ち会い 〔検査願い書の検査規定による性能の確認〕	○	○	—
	6-3) 工場検査結果の審査 〔検査願い書の検査要領、項目、スケジュール〕 ル等について助言する	○	○	—

別 表 III-3

業 務 内 容 (電 気)

7. 現場検査	7-1) 施工中の諸検査・立ち会い 〔 ・搬入検査・材料検査・施工現場立ち会い ・鉄筋・コンクリート強度 ・アンカーボルト引抜強度 〕	—	—	—
	7-2) 機器の据付状態の確認	○	○	—
	7-3) 配管・配線等の施工状態の確認 〔他工事との取り合いも含め、施工計画書と 照合し、施工状態を確認〕	○	—	—
	7-4) 官公庁等の検査立ち会い 〔経済産業省、消防署、電力会社等の性能 検査に立会〕	○	—	—
	7-5) 単体試験 〔各種運転モードのシーケンステスト及び機 器のデータ取得の立会 監督職員との合同検査〕	—	—	—
8. 出来高確認	出来高確認	○	—	—
9. 竣工検査	9-1) 総合試運転 〔手動・連動・自動運転の確認及び各種ポイ ントの調整立会〕	○	—	—
	9-2) 発注部署完成検査 〔工事発注部署が行う完成検査に立会〕	○	○	○
	9-3) 竣工検査 〔工事発注部署が受験する完成検査の立会〕	○	○	○
10. 業務完了手続	業務完了書類提出	○	○	○

別 表Ⅳ－１

重 点 施 工 監 理 業 務 作 業 計 画 表

１．委託業務の
名 称：

２．対象種別：
(ポンプ場又は終末処理場)
工 種：
(土木、機械、電気)

３．工種別：
工事概要
工事額
業務タイプ
工事種別
及び
監理工期

工 種 (○印)	工 事 概 要	対象業務の 工 事 額 (百万円)	対象業務の 工事工期 (ヶ月)	委 託 業 務 の タ イ プ (該当区分に○印)	対 象 工 事 種 別 (該当区分に○印)	監理工期 (ヶ月)	備 考
土 木				１．タイプＡ ２．タイプＢ ３．タイプＣ	１．新設・増設工事 (標準工事) ２．改築工事(耐震補強 工事含む)		
機 械				１．タイプＡ ２．タイプＢ ３．タイプＣ	１．新設・増設工事 (標準工事) ２．改築工事		
電 気				１．タイプＡ ２．タイプＢ ３．タイプＣ	１．新設・増設工事 (標準工事) ２．改築工事		

重点施工監理業務作業計画表

工種		工事額 (百万円)												計
工 期 (年／月)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
内 業 (人)	業務内容													
	職 種	主任技師												
		技 師 (A)												
		技 師 (B)												
		技 師 (C)												
		技 術 員												
外 業 (人)	業務内容													
	職 種	主任技師												
		技 師 (A)												
		技 師 (B)												
		技 師 (C)												
		技 術 員												

(注) 1. 業務内容は別表Ⅲの対象業務項目番号又は対象業務番号を記入。
2. 外業の職種別業務対応人工は整数で記入。
3. 職種別の基準又は資格は、「表－2 管理技術員の職種区分と定義」(第3編 積算要領)による。

別 表 V

令和 年 月 日

殿

受注者

業 務 着 手 届

令和 年 月 日付をもって委託契約を締結した次の業務について、
下記のとおり着手しましたから届けます。

委託業務の名称

記

契 約 番 号

業務委託料

着手年月日 令和 年 月 日

履 行 期 限 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

以上

別 表 VI－1

令和 年 月 日

殿

受注者

主任管理技術員 届

令和 年 月 日付をもって委託契約を締結した次の業務について、
重点施工監理業務委託契約書 にもとづき、下記のとおり届けます。

委託業務の名称

記

主任管理技術員

以上

別 表 VI－2

令和 年 月 日

殿

受注者

管 理 技 術 員 届

令和 年 月 日付をもって委託契約を締結した次の業務について、
重点施工監理業務委託契約書 にもとづき、下記のとおり届けます。

委託業務の名称

記

管理技術員

以上

別 表 VII

経 歴 書

氏 名		生年月日	年 月 日
現 住 所			
最 終 学 歴			
業 務 歴			
資 格			
上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 氏 名 印			

別 表 VIII

職 務 分 担 届

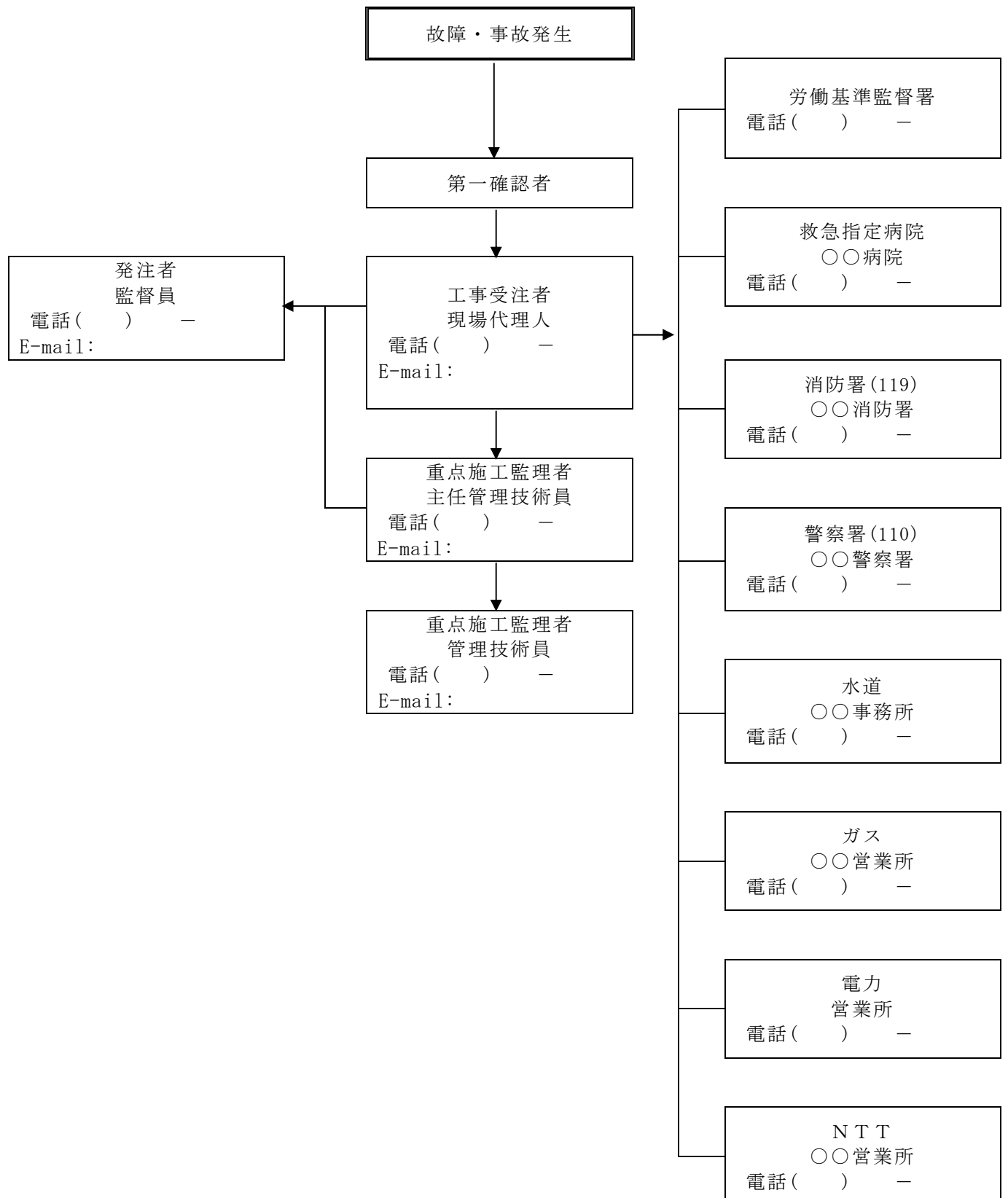
委託業務の名称

受注者

職 名	氏 名	職 務 担 当	連絡先（電話） (E-mail)
主任管理技術員		総 括	
管 理 技 術 員		担当	
管 理 技 術 員		担当	
管 理 技 術 員		担当	

別 表 IX

緊 急 連 絡 体 制



内 業 工 種 別 業 務 記 録 誌 (月 報

委 託 業 務 の 名 称
工種（土木、機械、電気）
担当者氏名（職種）

主 任

年月日	業 務 内 容	備 考
	----- -----	
	----- -----	
	----- -----	
	----- -----	
	----- -----	
	----- -----	
	----- -----	
	----- -----	
	----- -----	

年月日	業 務
	----- -----
	----- -----
	----- -----
	----- -----
	----- -----
	----- -----
	----- -----
	----- -----
	----- -----

外 業 工 種 別 業 務 記 録 誌 （ 月 報 ）

No. _____

委 託 業 務 の 名 称
工 種 （ 土 木 、 機 械 、 電 気 ）
担 当 者 氏 名 （ 職 種 ）

主任管理技術員

年月日	業 務 内 容	備 考
		
		
		
		
		
		
		
		
		

年月日	業 務 内 容	備 考
		
		
		
		
		
		
		
		
		

別 表 X I

令和 年 月 日

殿

受注者

業 務 完 了 届

令和 年 月 日付け契約の下記業務は、令和 年 月 日をもって完了しましたので、重点施工監理業務委託契約書にもとづき、報告します。

委託業務の名称

記

契 約 番 号

業務委託料

履 行 期 限 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

以上

参 考 1

[illegible]

第2編 下水道施設（ポンプ場、終末処理場） 重点施工監理業務委託特記仕様書

1. 適用範囲

本業務は、契約書及び下水道施設（ポンプ場、終末処理場）重点施工監理業務委託
共通仕様書によるほか、この特記仕様書に基づき、実施しなければならない。

2. 委託業務

記入例

2-1. 委託業務の名称 ○○汚水中継ポンプ場等築造工事
重点施工監理業務

2-2. 工事場所 ○○○

2-3. 工種別工事内容

工事内容は「重点施工監理業務作業計画表」（別表Ⅱ、別表Ⅲ及び別表Ⅳ）に
よる。

3. 提出書類及び部数

書類名	部数	備考
1. 業務着手届	○部	契約後○日以内
1. 主任管理技術員届	○部	契約後○日以内
1. 管理技術員届	○部	契約後○日以内
1. 職務分担届	○部	契約後○日以内
1. 業務記録誌	○部	その都度
1. 重点施工監理業務 報告書（外業）	○部	その都度
1. 業務完了届	○部	業務完了後

4. その他

1. 自動車 1台（延○○日）

第3編 下水道施設（ポンプ場、終末処理場） 重点施工監理業務委託料積算要領

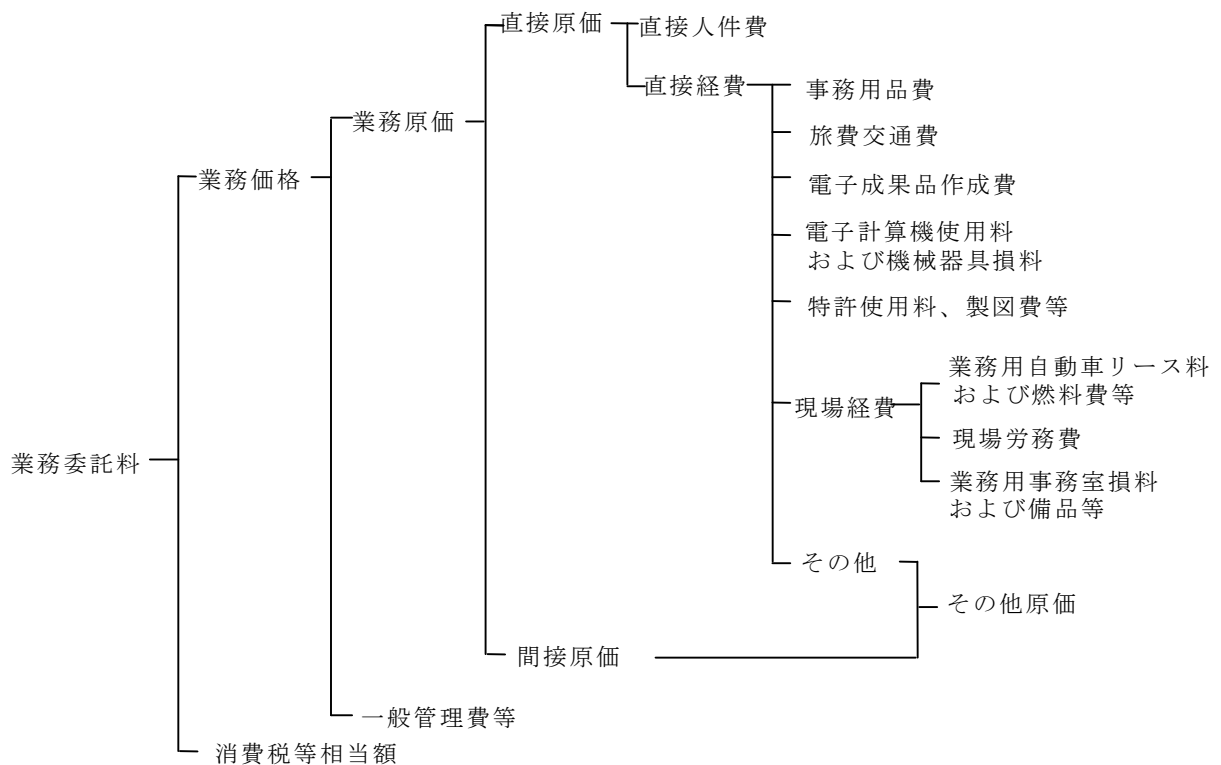
〔I〕 積算要領

1. 適用範囲

この積算要領は原則として、標準的な下水道施設（ポンプ場、終末処理場）の重点施工監理業務を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料

（1）業務委託料の構成



(2) 業務委託料構成費目の内容

1) 直接原価

(イ) 直接人件費

直接人件費とは、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

(ロ) 直接経費

直接経費とは、業務処理に必要な経費のうち次の(a)から(f)に掲げるものの実費とする。

(a) 事務用品費

(b) 旅費・交通費

(c) 電子成果品作成費

(d) 電子計算機使用料および機械器具損料

(e) 特許使用料、製図費等

(f) 現場経費（特記仕様書に明示されたもの）

① 業務用自動車リース料および燃料費等

② 現場の雑役に従事する労務者の費用

③ 業務用事務室損料および備品等

2) その他原価

その他原価は、間接原価および直接経費（積上げ計上するものを除く）からなる。

なお、業務実績の登録等に要する費用を含む。

(イ) 間接原価

間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費および付加利益よりなる。

(イ) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(ロ) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

4) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税等相当分を積算する。

【参考資料】電子成果品作成費

「土木設計業務等の電子納品要領（案）」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。ただし、電子成果品の内容等が、上記の納品要領と異なる場合など、これによりがたい場合は、別途考慮する。

$$\text{電子成果品作成費（千円）} = 6.9 X^{0.45}$$

ただし、X：直接人件費（千円）

- （注） 1． 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。
- 2． 算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。
- 3． 電子成果品作成費の上下限については、上限：700 千円、下限 20 千円とする。

3. 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

業務委託料

$$=(\text{業務価格})+(\text{消費税等相当額})$$

$$=[\{(\text{直接人件費})+(\text{直接経費})+(\text{その他原価})\}+(\text{一般管理費等})] \times \{1 + (\text{消費税等率})\}$$

(2) 各構成要素の算定

1) 直接人件費

直接人件費は、重点施工監理業務に従事する管理技術員の人件費とする。なお、管理技術員の職種区分に応じ、表－１の基準日額により算定する。

人件費（設計業務委託等技術者単価）については、国土交通省より毎年公表されている。

表－１ 管理技術員の職種区分及び基準日額

管理技術員の職種	基準日額（円）
主任技師	
技師（Ａ）	
技師（Ｂ）	
技師（Ｃ）	
技術員	

管理技術員の職種区分と定義を表－２に示す。

表－２ 管理技術員の職種区分と定義

管理技術員の職種	定 義
主任技師	定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。 また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。
技師（Ａ）	一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。
技師（Ｂ）	一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。
技師（Ｃ）	上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。 また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。
技術員	上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。 また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。

2) 直接経費

直接経費は、2の(2)1) (ロ) の各項目について必要額を積算する。

2の(2)1)の(ロ)の各項目以外に必要額については、その他原価として計上する。

なお、2の(2)1) (ロ) (a)事務用品費および(f)現場経費は、業務遂行上特に必要で、特記仕様書に明記した場合のみ積算するものとする。

また、業務に自動車が必要な場合、現場に業務用事務室が必要な場合は次の(イ)～(二)により積算するものとする。

(イ) 自動車の規格は、原則として5人乗り程度(1,600CC程度)とする。

(ロ) 自動車の燃料およびリース料は原則として実費とする。

(ハ) 自動車の運転労務費は、管理技術者が直接運転するものとし、計上しないものとする。

(ニ) 業務用事務室損料は、原則として実費とする。

3) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法及び地方税に基づき、施工監理業務等に課せられる消費税等の額とする。

消費税等相当額

$$= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等})] \times (\text{消費税等率})$$

4. 業務委託料の変更取り扱い

業務委託料の変更は、次の各号に基づき、原積算（当初設計書）をもとに行うものとする。

- （１）直接人件費は、編成人員（積算人工）又は履行期限（監理工期）の変更に伴い、変更するものとする。
- （２）旅費交通費は、履行期限（監理工期）又は業務内容変更による出張回数の変更に伴い、変更するものとする。
- （３）現場経費は、履行期限（監理工期）又は業務内容の変更に伴い、変更するものとする。

〔Ⅱ〕 積 算 標 準 歩 掛

1. 適 用 範 囲

この積算標準歩掛は、原則として、標準的な下水道施設（ポンプ場、終末処理場）の重点施工監理業務を委託する場合に適用する。

なお、標準歩掛の適用になじまないものについては、別途、見積もりにより協議する。

2. 積 算 （ポンプ場、終末処理場）

(1) 直接人件費

直接人件費は各工種とも次の「表－3 基準歩掛」の歩掛に、(2)補正で示す補正率を乗じて積算するものとする。即ち、職種別人工は次式により求める。

$$\boxed{\text{職 種 別 人 工 数}} = \boxed{\text{基 準 歩 掛}} \times \boxed{\text{工 事 額 補 正 率}} \times \boxed{\text{委 託 業 務 の タ イ プ 補 正 率}} \times \boxed{\text{対 象 工 事 種 別 補 正 率}}$$

なお、基準歩掛の工種別業務条件は次のとおりである。

項目 工種	業務対象の 基準工事額 (百万円)	委託業務の タ イ プ	対象工事種別	備 考
土 木	100	タイプ A	新設・増設工事	標準工事
機 械	200	タイプ A	新設・増設工事	標準工事
電 気	200	タイプ A	新設・増設工事	標準工事

表－３ 基準歩掛（基準工事額の基準歩掛）

項 目 \ 工 種		土 木				
基準工事額（百万円）		100				
歩 掛	職 種	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
	内 業 (人)	—	2.5	6.0	5.5	—
	外 業 (人)	2.0	5.0	11.0	5.0	—
	計 (人)	2.0	7.5	17.0	10.5	—

項 目 \ 工 種		機 械				
基準工事額（百万円）		200				
歩 掛	職 種	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
	内 業 (人)	—	3.0	11.5	11.5	—
	外 業 (人)	2.0	6.0	13.0	8.0	—
	計 (人)	2.0	9.0	24.5	19.5	—

項 目 \ 工 種		電 気				
基準工事額（百万円）		200				
歩 掛	職 種	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
	内 業 (人)	—	7.0	11.5	12.5	—
	外 業 (人)	3.0	9.0	12.0	9.0	—
	計 (人)	3.0	16.0	23.5	21.5	—

注）職種別人工数は、小数第２位を四捨五入する。

(2) 補 正

1) 工事額に係る補正（工事額補正）

工事額補正率は、表－４を適用する。

なお、積算対象工事額は、「一発注業務当たりの額」とする。「一発注業務当たりの額」とは、同一工種で、しかも同時に「重点施工監理業務」を委託する対象工事の工事額である。従って、例えば二工種（土木・機械）の業務を同時に同一コンサルタントに委託する場合は、土木及び機械のそれぞれの工事額をもって積算する。

表－４ 工事額補正率（土木）

※工 事 額 (百万円)	補 正 率	備 考
30以下	0.677	(基準工事額)
50以下	0.800	
100以下	1.000	
150以下	1.143	
200以下	1.255	
250以下	1.350	
300以下	1.432	
350以下	1.506	
400以下	1.573	
450以下	1.634	
500以下	1.691	
550以下	1.744	
600以下	1.794	
650以下	1.842	
700以下	1.887	
750以下	1.929	
800以下	1.970	
850以下	2.010	
900以下	2.047	
950以下	2.084	
1,000以下	2.119	

注

1) 工事額30百万円未満の補正率は30百万円と同じ

2) 工事額1,001百万円以上は別途

3) 補正率関数（参考）

$$Y = 0.224354 \cdot X^{0.32507}$$

ここに Y：補正率
X：工事額（百万円）

※工事額は発注者の工事費積算額を基準とする。

表－４ 工事額補正率（機械）

※工 事 額 (百万円)	補 正 率	備 考
70以下	0.602	(基準工事額)
100以下	0.715	
150以下	0.870	
200以下	1.000	
250以下	1.113	
300以下	1.215	
350以下	1.309	
400以下	1.396	
450以下	1.478	
500以下	1.555	
550以下	1.628	
600以下	1.698	
650以下	1.765	
700以下	1.829	
750以下	1.891	
800以下	1.951	
850以下	2.008	
900以下	2.065	
950以下	2.119	
1,000以下	2.172	

注

1) 工事額70百万円未満の補正率は70百万円と同じ

2) 工事額1,001百万円以上は別途

3) 補正率関数（参考）

$$Y = 0.07775 \cdot X^{0.4821}$$

ここに Y：補正率

X：工事額（百万円）

※工事額は発注者の工事費積算額を基準とする。

表－４ 工事額補正率（電気）

※工 事 額 (百万円)	補 正 率	備 考
30以下	0.491	(基準工事額)
50以下	0.595	
100以下	0.771	
150以下	0.897	
200以下	1.000	
250以下	1.087	
300以下	1.164	
350以下	1.233	
400以下	1.296	
450以下	1.354	
500以下	1.409	
550以下	1.460	
600以下	1.508	
650以下	1.554	
700以下	1.598	
750以下	1.640	
800以下	1.680	
850以下	1.719	
900以下	1.756	
950以下	1.792	
1,000以下	1.826	

注

1) 工事額30百万円未満の補正率は30百万円と同じ

2) 工事額1,001百万円以上は別途

3) 補正率関数（参考）

$$Y = 0.13757 \cdot X^{0.3744}$$

ここに Y：補正率

X：工事額（百万円）

※工事額は発注者の工事費積算額を基準とする。

2) 委託業務タイプに係る補正（委託業務タイプ補正）

委託業務のタイプ補正率は、表－５を適用する。

表－５ 委託業務タイプ補正率

工 種 タイプ	土 木	機 械	電 気	備 考
タイプ A	1.00	1.00	1.00	標準工事
タイプ B	0.85	0.75	0.75	標準工事
タイプ C	0.5	0.45	0.45	標準工事

3) 対象工事種別に係る補正（対象工事種別補正）

対象工事種別補正率は、表－６を適用する。

表－６ 対象工事種別補正率（土木・機械・電気）

対 象 工 事 種 別	補正率	備 考
1. 新設・増設工事	1.0	標準工事
2. 改築工事（耐震補強工事含む）	1.25	新設・増設工事以外

第 4 編 委 託 料 積 算 例

「重点施工監理業務委託料積算要領（第 3 編）」に従った委託料積算例を示す。

積算例は、便宜上、「土木」と「電気」の 2 工種を示すが、「機械」もこれに準じるものとする。なお、本積算例中の数値は、便宜的仮定値である。

〔 I 〕 「土 木」 積 算 例

1. 積算条件

積算条件は別途の特記仕様書及び「重点施工監理業務作業計画表」（P 48～50）による。

2. 基準歩掛

基準歩掛は「表－3 基準歩掛」の「土木」を適用する。

表－3 基準歩掛（基準工事額の基準歩掛）

項 目 \ 工 種		土 木				
基準工事額（百万円）		100				
歩 掛	職 種	主 任 師 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
	内 業 (人)	—	2.5	6.0	5.5	—
	外 業 (人)	2.0	5.0	11.0	5.0	—
	計 (人)	2.0	7.5	17.0	10.5	—

注) 職種別人工数は、小数点第 2 位を四捨五入する。

3. 補 正

補正は「工事額に係る補正」及び「委託業務タイプに係る補正」を適用する。

- (1) 工事額に係る補正率は「表－４」（土木）を適用して求める。

工事額：120 百万円

補正率：1.143

- (2) 委託業務タイプに係る補正率は「表－５」（土木）を適用して求める。

委託条件により、委託業務タイプは「タイプA」である。

従って、補正率は1.000である。

4. 補正歩掛

補正歩掛は、基準歩掛に各補正率を乗じて求める。

補 正 歩 掛

工 種 項 目		土 木					
工 事 額 (百万円)		120					備 考
補 正 歩 掛	職 種	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員	工事額補正率 = 1.143
	内 業 (人)	—	2.9	6.9	6.3	—	タイプ補正率 = 1.00
	外 業 (人)	2.3	5.7	12.6	5.7	—	工事種別補正率
	計 (人)	2.3	8.6	19.5	12.0	—	= 1.00

注) 職種別人工数は、小数点第2位を四捨五入する。

5. 委託費の算定

(1) 直接人件費

項 目 \ 職 種		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技 術 員	計
補正歩掛	内業	—	2.9	6.9	6.3	—	
	外業	2.3	5.7	12.6	5.7	—	
基準日額 (円)		55,300	48,700	40,600	32,700	27,900	
人 件 費 (円)	内業	—	141,230	280,140	206,010	—	627,000
	外業	127,190	277,590	511,560	186,390	—	1,102,000
	計	127,190	418,820	791,700	392,400	—	1,729,000

注) 求めた直接人件費(計の欄)は千円未満切り捨てる。
基準日額単価は仮定値である。

(2) 直接経費

重点施工監理に必要な経費を積み上げ計上する。

直接経費

旅費交通費	166,000 円
現場経費	184,000 円
製図費等	15,000 円
計	365,000 円

・旅費交通費

現場監理に係る旅費交通費。M市(コンサルタント所在地)から、N市〇〇番地(現地)への日帰りの旅費交通費を実費計上する。

日 当	主任技師	5,000 円/日	× 2 日	= 10,000 円
	技師(A)	4,000 円/日	× 6 日	= 24,000 円
	技師(B)	3,000 円/日	× 13 日	= 39,000 円
	技師(C)	2,000 円/日	× 6 日	= 12,000 円
交通費	主任技師	3,000 円/往復	× 2 回	= 6,000 円
	技師(A)	3,000 円/往復	× 6 回	= 18,000 円
	技師(B)	3,000 円/往復	× 13 回	= 39,000 円
	技師(C)	3,000 円/往復	× 6 回	= 18,000 円
小 計				166,000 円

・ 現場経費			
自動車リース料	10,000 円／日	× 16 日 =	160,000 円
自動車燃料費	150 円／ℓ × 10ℓ／日	× 16 日 =	24,000 円
小 計			184,000 円

・ 製図費等			
印刷製本費			
印刷費	10 円／枚 × 500 枚 =		5,000 円
製本費	1 式	=	10,000 円
小 計			15,000 円

(3) その他原価

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha) \quad \alpha = 35\%$$

$$1,729,000 \text{ 円} \times 0.35 / (1 - 0.35) = 931,000 \text{ 円}$$

(4) 一般管理費等

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta) \quad \beta = 35\%$$

$$(1,729,000 + 365,000 + 931,000) \times 0.35 / (1 - 0.35) = 1,629,384 \text{ 円}$$

$$\div 1,629,000 \text{ 円}$$

(5) 業務価格

$$\text{業務価格} = \text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費等}$$

(6) 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等率を乗じて得た額とする。

(7) 業務委託料

$$\text{委託料} = \text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費等} + \text{消費税等相当額}$$

(8) 委託設計書

別紙 (P46～47)

令和	年度	委託業務番号 第		号	工 期	令和	年	月	日
委託業務名		N市〇〇汚水中継ポンプ場 築造工事重点施工監理（土木）			業務委託設計書				
委託地名（箇所）		N 市 〇 〇 町〇〇丁目〇〇 番 地							
委託内容		地下階の土木工事一式の重点施工監理							
【 業 務 委 託 設 計 書 】									
業務委託金額		金 5,118,000円也			内 訳				
費 目		工 種		金 額		摘 要			
重点施工監理業務委託費				5,118,000					

費目	工種	種 別	細 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託費								
	土木							
		直接人件費	内 業	式	1		627,000	
		直接人件費	外 業	式	1		1,102,000	
		直接人件費計					1,729,000	R
		直接経費						
			旅費・交通費	式	1		166,000	
			現場経費	式	1		184,000	
			製図費等	式	1		15,000	
		直接経費計					365,000	N
		その他原価						
			その他原価	式	1		931,000	O
費目	工種	種 別	細 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
		一般管理費等						
			一般管理費等	式	1		1,628,000	P
		業 務 価 格						
			業 務 価 格				4,653,000	$X=R+N+O+P$ 千円未満切り捨て
		消費税等相当額						
			消費税等相当額				465,300	$Y=X \times \text{税率}$
委託業務費計							5,118,000	$Z=X+Y$

N 市 ○ ○ 汚 水 中 継 ポ ン プ 場 築 造 工 事
重点施工監理業務（土木）委託特記仕様書

1. 適用範囲

本業務は、契約書及び下水道施設（ポンプ場、終末処理場）重点施工監理業務委託
共通仕様書によるほか、この特記仕様書に基づき、実施しなければならない。

2. 委託業務

2-1. 委託業務の名称 N 市 ○ ○ 汚 水 中 継 ポ ン プ 場 築 造 工 事
重点施工監理業務（土木）

2-2. 工 事 場 所 N 市 ○ ○ 町 ○ ○ 丁 目 ○ ○ 番 地

2-3. 工種別工事内容

工事内容は「重点施工監理業務作業計画表」による。

3. 提出書類及び部数

書 類 名	部数	備 考
1. 業務着手届	1 部	契約後 日以内
1. 主任管理技術員届	1 部	契約後 日以内
1. 管理技術員届	1 部	契約後 日以内
1. 職務分担届	1 部	契約後 日以内
1. 業務記録誌	1 部	その都度
1. 重点施工監理業務 報告書（外業）	1 部	その都度
1. 業務完了届	1 部	業務完了後

4. その他

1. 自動車 1 台（延 1 6 日）

重点施工監理業務作業計画表

1. 委託業務の
名 称 : N市〇〇汚水中継ポンプ場築造工事重点施工監理業務（土木）委託

2. 対象種別 :
(ポンプ場又は終末処理場)
工 種 :
(土木、機械、電気)

3. 工種別 :
工事概要
工事額
業務タイプ
設備区分
及び
監理工期

工 種 (○印)	工 事 概 要	対象業務の 工 事 額 (百万円)	対象業務の 工事工期 (ヶ月)	委 託 業 務 の タ イ プ (該当区分に○印)	対 象 工 事 種 別 (該当区分に○印)	監理工期 (ヶ月)	備 考
(土 木)	B 1 F 240㎡ 延べ床面積 600㎡	地下 120 計 120	7	① タイプ A 2. タイプ B 3. タイプ C	① 新設・増設工事 (標準工事) 2. 改築工事 (耐震補強 工事含む)	7	
機 械				1. タイプ A 2. タイプ B 3. タイプ C	1. 新設・増設工事 (標準工事) 2. 改築工事		
電 気				1. タイプ A 2. タイプ B 3. タイプ C	1. 新設・増設工事 (標準工事) 2. 改築工事		

重点施工監理業務作業計画表

工 種 土 木

工事額 1 2 0 (百万円)

工 期 (年／月)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
内 業 (人)	業務内容	1-1) 2-1) 3-1) 4-1)	5-1) 6-1) 6-2) 7-1)	6-1) 6-2) 6-4)	6-1) 6-2) 6-4)	6-1) 6-2) 6-4) 7-2)	6-1) 6-2) 6-4) 8-1) 8-2)	2-3) 9-1)						
	主任技師													
	技 師 (A)	1	1				1							3
	技 師 (B)	1	1	1	1	1	1	1						7
	技 師 (C)	1	1	1	1	1	1	0.5						6.5
	技 術 員													
外 業 (人)	業務内容	1-1) 2-2) 3-2)	2-2) 4-2) 5-5)	2-2) 6-3) 6-4)	2-2) 6-3) 6-4)	2-2) 6-3) 6-4)	2-2) 4-3) 6-3) 6-4) 7-3)	2-2) 2-3) 9-1)						
	主任技師	1						1						2
	技 師 (A)	1	1	1		1	1	1						6
	技 師 (B)	2	2	1	2	1	3	2						13
	技 師 (C)	1	1	1	1	1	1							6
	技 術 員													

(注) 1. 業務内容は別表Ⅲの対象業務項目番号又は対象業務内容番号を記入。

2. 外業の職種別業務対応人工は整数で記入。

3. 職種別の基準又は資格は、「表-2 管理技術員の職種区分と定義」(第3編 積算要領)による。

〔Ⅱ〕 「電 気」 積 算 例

1. 積算条件

積算条件は別途の特記仕様書及び「重点施工監理業務作業計画表」（P 58～60）による。

2. 基準歩掛

基準歩掛は「表－3 基準歩掛」の「電気」を適用する。

表－3 基準歩掛（基準工事額の基準歩掛）

項 目 \ 工 種		電 気				
基準工事額（百万円）		200				
歩 掛	職 種	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
	内 業 (人)	—	7.0	11.5	12.5	—
	外 業 (人)	3.0	9.0	12.0	9.0	—
	計 (人)	3.0	16.0	23.5	21.5	—

注）職種別人工数は、小数点第2位を四捨五入する。

3. 補 正

補正は「工事額に係る補正」及び「委託業務タイプに係る補正」及び「対象設備区分に係る補正」を適用する。

(1) 工事額に係る補正率は「表－4」（電気）を適用して求める。

工事額：525 百万円

補正率：1.460

(2) 委託業務タイプに係る補正率は「表－5」（電気）を適用して求める。

委託条件により、委託業務タイプは「タイプA」である。

従って、補正率は1.000である。

(3) 対象工事種別に係る補正率は、「表－6」（土木・機械・電気）を適用して求める。

対象となる工事種別は「増設工事」である。

従って、補正率は1.000である。

4. 補正歩掛

補正歩掛は、基準歩掛に各補正率を乗じて求める。

補 正 歩 掛

工 種 項 目		電 気					
工 事 額 (百万円)		525					備 考
補 正 歩 掛	職 種	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	工事額補正率 =1.46 タイプ補正率 =1.00 工事種別補正率 =1.00
	内 業 (人)	—	10.2	16.8	18.3	—	
	外 業 (人)	4.4	13.1	17.5	13.1	—	
	計 (人)	4.4	23.3	34.3	31.4	—	

注) 職種人工数は、小数点第2位を四捨五入する。

5. 委託費の算定

(1) 直接人件費

項 目 \ 職 種		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技 術 員	合 計
補正歩掛	内業	—	10.2	16.8	18.3	—	
	外業	4.4	13.1	17.5	13.1	—	
基準日額 (円)		55,300	48,300	40,600	32,700	27,900	
人 件 費 (円)	内業	—	492,660	682,080	598,410	—	1,773,000
	外業	243,320	632,730	710,500	355,010	—	2,014,000
	計	243,320	1,125,390	1,392,580	1,026,780	—	3,787,000

注) 求めた直接人件費(合計の欄)は千円未満切り捨てる。
基準日額単価は仮定値である。

(2) 直接経費

重点施工監理に必要な経費を積み上げ計上する。

直接経費

旅費交通費	457,000 円
製図費等	15,000 円
計	472,000 円

・旅費交通費

(イ) 現場監理に係る旅費交通費。

M市(コンサルタント所在地)から、N市〇〇番地(現地)への日帰りの旅費交通費を実費計上する。

日 当	主任技師	5,000 円/日	× 6 日	= 30,000 円
	技師 (A)	4,000 円/日	× 15 日	= 60,000 円
	技師 (B)	3,000 円/日	× 24 日	= 72,000 円
	技師 (C)	2,000 円/日	× 22 日	= 44,000 円
交通費	主任技師	3,000 円/往復	× 6 回	= 18,000 円
	技師 (A)	3,000 円/往復	× 15 回	= 45,000 円
	技師 (B)	3,000 円/往復	× 24 回	= 72,000 円
	技師 (C)	3,000 円/往復	× 22 回	= 66,000 円
小 計 (イ)				397,000 円

(ロ) 工場立会検査に係る旅費交通費。

① M市（コンサルタント所在地）から、N市〇〇番地（工場所在地）への日
帰りの旅費交通費を実費計上する。

日 当：	主任技師	5,000 円／日	×	2 日	=	10,000 円
	技師（A）	4,000 円／日	×	2 日	=	8,000 円
	技師（B）	3,000 円／日	×	2 日	=	6,000 円
交通費：	主任技師	3,000 円／往復	×	2 回	=	6,000 円
	技師（A）	3,000 円／往復	×	2 回	=	6,000 円
	技師（B）	3,000 円／往復	×	2 回	=	6,000 円
小計①						42,000 円

② M市（コンサルタント所在地）から、B市〇〇番地（工場所在地）への 1
泊／回の旅費交通費を実費計上する。

旅費・宿泊費：	技師（B）	9,000 円／泊	×	1 日	=	9,000 円
日 当：	技師（B）	3,000 円／日	×	2 日	=	6,000 円
交 通 費：	技師（B）	3,000 円／往復	×	1 日	=	3,000 円
小計②						18,000 円

小計(ロ) = 小計① + 小計② = 60,000 円

計 = 小計(イ) + 小計(ロ) = 457,000 円

・製図費等

コピー製本、ファイル代等 = 15,000 円

(3) その他原価

その他原価 = (直接人件費) × α / (1 - α) $\alpha = 35\%$

3,787,000 円 × 0.35 / (1 - 0.35) = 2,039,153 円 ≒ 2,039,000 円

(4) 一般管理費等

一般管理費等 = (業務原価) × β / (1 - β) $\beta = 35\%$

(3,787,000 + 472,000 + 2,039,000) × 0.35 / (1 - 0.35) = 3,391,230 円

≒ 3,391,000 円

(5) 業務価格

業務価格 = 直接人件費 + 直接経費 + その他原価 + 一般管理費等

(6) 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等率を乗じて得た額とする。

(7) 業務委託料

委託料＝直接人件費＋直接経費＋その他原価＋一般管理費等＋消費税等相当額

(8) 委託設計書

別紙（P56～57）

令和	年度	委託業務番号 第		号	工 期	令和	年	月	日
委託業務名		N市 ○○下水処理場建設工事重点施工監理(電気) 業務委託設計書							
委託地名(箇所)		N 市 ○ ○ 町○○丁目○○番地							
委託内容		----- 重点施工監理 (沈砂池ポンプ脱水機 受変電、発電設備、中央監視設備) ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----							
【業務委託設計書】									
業務委託金額		金 10,657,900 円也			内 訳				
費 目		工 種		金 額		摘 要			
重点施工監理業務委託費				10,657,900					

費目	工種	種 別	細 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託費								
	電気							
		直接人件費	内 業	式	1		1,773,000	
		直接人件費	外 業	式	1		2,014,000	
		直接人件費計					3,787,000	R
		直接経費						
			旅費・交通費	式	1		457,000	
			製図費等	式	1		15,000	
		直接経費計					472,000	N
		その他原価						
			その他原価	式	1		2,039,000	O
費目	工種	種 別	細 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
		一般管理費等						
			一般管理費等	式	1		3,391,000	P
		業務価格						
			業務価格				9,689,000	$X=R+N+O+P$ 千円未満切り捨て
		消費税等相当額						
			消費税等相当額				968,900	$Y=X \times \text{税率}$
委託業務費計							10,657,900	$Z=X+Y$

N 市 ○ ○ 下 水 処 理 場 建 設 工 事

重点施工監理業務（電気）委託特記仕様書

1. 適用範囲

本業務は、契約書及び下水道施設（ポンプ場、終末処理場）重点施工監理業務委託
共通仕様書によるほか、この特記仕様書に基づき、実施しなければならない。

2. 委託業務

2-1. 委託業務の名称 N市○○下水道処理場建設工事
重点施工監理業務（電気）

2-2. 工 事 場 所 N市○○町○○丁目○○番地

2-3. 委 託 業 務 条 件

工事内容は「重点施工監理業務作業計画表」による。

3. 提出書類及び部数

書 類 名	部数	備 考
1. 業務着手届	1 部	契約後 日以内
1. 主任管理技術員届	1 部	契約後 日以内
1. 管理技術員届	1 部	契約後 日以内
1. 職務分担届	1 部	契約後 日以内
1. 業務記録誌	1 部	その都度
1. 重点施工監理業務 報告書（外業）	1 部	その都度
1. 業務完了届	1 部	業務完了後

4. その他

重点施工監理業務作業計畫表

1. 委託業務の
名 称 : N市〇〇下水処理場建設工事重点施工監理業務（電気）委託

2. 対象種別 : (ポンプ場又は終末処理場)
工 種 : (土木、機械、電気) ()

3. 工種別
工事概要
工事額
業務タイプ
工事種別
及び
監理工期

工 種 (○印)	工 事 概 要	対象業務の 工 事 額	対象業務の 工事工期	委 託 業 務 の タ イ プ	対 象 工 事 種 別 (該当区分に○印)	監理工期 (ヶ月)	備 考
機 械				１．タイプ A ２．タイプ B ３．タイプ C	１．新設・増設工事 (標準工事) ２．改築工事		
電 気	1.沈砂池設備 重力式 2水路 2.ポンプ設備 小口径 1台 大口徑 1台 以上、水処理設 3.脱水機設備 ベルトプレス 2台 以上、汚泥処理設備 4.受変電設備 3φ3W 1回線 6600V 変圧器 2バンク (500KVA) 5.発電設備 3φ3W 1セット 6600V 350KVA ガスタービン(400Ps) 以上、受変電設備 6.中央監視 設備 グラフィック 操作デスク 1式 以上、中央監視設備 計	90.- 75.- 260.- 100.- 525.-	10	○1. タイプ A ２．タイプ B ３．タイプ C	○1. 新設・増設工事 (標準工事) ２．改築工事	10	

重点施工監理業務作業計画表

工 種 電 気 工事額 5 2 5 (百万円)

工 期 (年/月)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
内 業 (人)	業務内容	1 2	2 3-1) 3-2)	4-1) 4-2)	4-1) 4-2)	5-1)	5-1)				10			
	主任技師													
外 業 (人)	技 師 (A)	1	1.5	2	2	2	1				1			10.5
	技 師 (B)	2	2	3	3	3	2				2			17.0
	技 師 (C)	1.5	3	3	3	3	3				2			18.5
	技 術 員													
	業務内容	1 2	2 3-1) 3-2)	2	2	2	2	2	2 5-2) 5-3) 6-1) 6-2) 6-3)	5-2) 5-3) 6-1) 6-2) 6-3)	7-1) 7-2) 7-3) 7-4) 7-5) 8 9-1) 9-2) 9-3)			
外 業 (人)	主任技師	1	1						1	1	1			5
	技 師 (A)	2	3	2	1	1			2	1	1			13
	技 師 (B)	2	3	2	1	1	1	1	2	2	3			18
	技 師 (C)	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2			14
	技 術 員													

- (注) 1. 業務内容は別表Ⅲの対象業務項目番号又は対象業務内容番号を記入。
 2. 外業の職種別業務対応人工は整数で記入。
 3. 職種別の基準又は資格は、「表-2 管理技術員の職種区分と定義」(第3編 積算要領)による。